

官報

主要目次

政令 会社の解散の制限等の件の一部改正 二六五
府令 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正 二六五
府令、省令、本部令 指定物資輸送証明規則の一部改正 二六五
省令 航海訓練所規則 二六五
訓令 指定生産資材割当手続規程の一部改正 二六六
告示 出荷証明書発行根拠書類の一部改正 二六六
統計法に基づき一九五〇年世界農業センサス指定 二六七
保安林解除 二六八
加工水産物の主要な生産地域等定め 二六八
生鮮水産物の品種、主要な陸揚地、主要な消費地域等定め 二六九
自動車整備工場認定規則により再生工場、一級及び二級重整備工場認定 二七〇
無線方位測定規則に依る無線方向探知局の件の一部改正 (大吹埤無線方位信号所) 二七二
保安林編入 (香川県) 二七四
官庁事項 国鉄貸金ベース改訂外調停に関する公表 二七五

政令

会社の解散の制限等の件の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年九月二十九日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百四十二号

会社の解散の制限等の件の一部を改正する政令
内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基づき、この政令を制定する。

第一條 第一項中「資本金(出資総額、株金総額、出資総額及株金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同ジ)五百万円以上ノ会社及大蔵大臣ノ指定スル会社」を「第一條ノ二ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ指定スル会社」に改める。

第二條 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「徳山市の下に、同県東濃郡福川町及び富田町」を加える。

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

法務府令第七十三号
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十四年九月二十九日
法務局長 殖田 俊吉
法務副局長 池田 勇人
及び出張所設置規則(昭和二十四年第一號)を改正する。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

運輸省令第六十一号
航海訓練所規則を次のように定める。

航海訓練所規則

第一條 航海訓練所は、船舶職員(船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)第一條の船舶職員をいう。)となるに必要な実習訓練を施すことを目的とする。

第二條 航海訓練所に入所させる者は、身体検査に合格し、且つ左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

一 高等商船学校又は商船学校の席上課程を修了した者

二 高等商船学校又は商船学校の席上課程を履修のため在学中の者で、船舶実習を命ぜられた者

三 その他運輸大臣の指定した者(身体検査の標準)

第三條 航海訓練所に入所させる者の身体検査の標準は、船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十四條に規定する第二号表による(科の設置)

第四條 航海訓練所に、左の二科を置く。

航海科
機関科

(実習期間)
第五條 航海訓練所に入所した者を実習生と称し、その実習期間は、高等商船学校規則(昭和二十四年運輸省令第五十五号)又は商船学校規則(昭和二十四年運輸省令第五十七号)の定めるところによる。但し第二條第三号の者の実習期間は、その程度運輸大臣が定めるものとする。

(実習科目等)
第六條 各科の実習科目は、左の通りとする。但し、実習範囲、程度及び時間数は、実習生の学歴、経歴及び実習期間に応じて航海訓練所長(以下「所長」という。)が定める。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

通商産業大臣 稻垣平太郎
運輸大臣 大屋 晋三
郵政大臣 小沢佐重喜
電気通信大臣 小沢重喜
労働大臣 鈴木 正文
建設大臣 益谷 秀次
経済安定本部総裁 吉田 茂
別表第二「非鉄金属」の欄中の「電氣銅、鉛、亜鉛」及び「アルミニウム」の語を削る。

附則

同表中「非鉄金属製品」の欄中の「筆記及び図画用紙(筆記二二号、筆記二二二号、筆記二二三号、図画三二二号、図画三三二号、Aフルール、Bフルール)」並びに「インデアペーパー」及び「辞典用紙」を削る。

同表「有機化学製品」の欄中の「同表「繊維及び織物」の欄中の「麻織物」を「5 麻織物(亜麻織物及び苧麻織物を除く)」に改め、(イ)その他の織物製品の項中「6 ひも」に「掲げる毛糸、綿糸、スフ糸又は麻糸を使用してしたもの」を「6 ひも(二)に掲げる毛糸、綿糸、スフ糸又は麻糸、麻糸及びひもを麻糸を除く」を使用したものに、「7 ホース(二)に掲げる綿糸又は麻糸を使用してしたもの」を「7 ホース(一)に掲げる綿糸を使用してしたもの」に改め、三、衣料品の(イ)の項中「1 繊維」に「掲げる棉花、ステープルファイバー、毛、亜麻若しくは羊毛を使用してしたもの又は人絹糸を使用してしたもの」を「1 繊維(一)、毛又は人絹糸を使用してしたもの」に、「2 手編糸(一)に掲げる棉花、ステープルファイバー、毛、亜麻若しくは羊毛を使用してしたもの又は人絹糸を使用してしたもの」を「2 手編糸(一)、毛又は人絹糸を使用してしたもの」に、「(ロ)織物の項中「5 麻織物」を「5 麻織物(亜麻織物及びひもを麻糸を除く)」に改める。

別表第二「生産資材」の物資の区分中「非鉄金属製品」を削る。

本令 令 令
総務府令、法務府令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令(第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十四年九月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

農林省令、通商産業省令、第五号
運輸省令、労働省令、建設省令、第五号
電氣通信省令、労働省令、建設省令、第五号
建設省令、労働省令、建設省令、第五号

年総理府令、外務省令、大蔵省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令(第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十四年九月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 吉田 茂
農林大臣 高瀬 正太郎
厚生大臣 池田 勇人
大蔵大臣 池田 勇人
外務大臣 吉田 茂
農林大臣 高瀬 正太郎
運輸大臣 吉田 茂
労働大臣 益谷 秀次
建設大臣 益谷 秀次

Regulations regarding maritime training, including sections for curriculum, discipline, and financial matters. Article 17 (附則) specifies the start of the school year on April 1st and the application of existing regulations.

Regulations regarding industrial products, including lists of items and their respective categories. Article 17 (附則) details the start of the school year and the application of existing regulations.

271 第6814号

官 報

昭和24年9月29日 木曜日

Table with multiple columns listing industrial companies (e.g., 大森工場, 日野ゼン工業株式), their locations (e.g., 東京, 大阪), and identification numbers. Includes sub-sections for various types of machinery and manufacturing processes.

第6814号

官 報

昭和24年9月29日 木曜日 270

Table listing various locations (e.g., 石城郡小名浜町, 三浦郡三崎町) and their corresponding identification numbers.

別表 生鮮水産物出荷計画表 〇月分 提出期日 昭和 年 月 日

Table 1: 品種別出荷計画表. Columns include 品名, 出荷計画数量, 出荷割当数量, 出荷実績数量, 割当に対する実績の比率, 備考.

Table 2: 出荷先別出荷計画表. Columns include 出荷先地域名, 出荷先公認荷受機関名, 出荷計画数量, 出荷割当数量, 出荷実績数量, 割当に対する実績の比率, 備考.

注 (1)品種は規則第二條第一項第一号、同項第二号、第二項第一号、同項第二号及び同項第三号の五品種に区分すること。(2)備考欄には出荷に関する特殊事情を記入すること。出荷の実績が特に良好又は不良の場合はその理由を詳細に記入すること。

運輸省告示第二九九十一号 船用品型式承認規則(昭和二十三年運輸省令第四号)第一條により、次のように船用品型式承認をした。昭和二十四年九月二十九日 運輸大臣 大屋 晋三

工場財團
 東京品川区大井坂下町二六九一番地、自動車株式会社から川崎市大井町五三三番地へ、自動車株式会社川崎製作所に属する土地建物及び機械器具等、工場財團組織のため所有権移転登記の申請があつたから、右財團に属すべき動産につき権利を有する者は、本会が掲げた日から三ヶ月以内にその権利を当庁に申し出られた目録は、当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
 昭和二十四年九月二十九日
 横浜地方裁判所 川崎出張所
 裁判所公告

債権調査特別期日決定公告
 債権者 二羽電機工業株式会社
 右に対する昭和二十三年七月第三号破産事件につき債権調査の特別期日を昭和二十四年十月六日午後一時と定む。
 昭和二十四年九月十九日
 大阪地方裁判所

会社その他の公告
 解散公告(第三回)
 当社は昭和二十四年九月五日開催の株主総会の決議に基づき昭和二十四年九月五日解散した。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年九月五日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 日能 英彦
 解散公告(第三回)
 当社は昭和二十四年九月五日開催の株主総会の決議により解散しました。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年九月五日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 永井 久司

解散公告(第三回)
 当社は昭和二十一年六月三十日開催の株主総会の決議に基づき昭和二十一年八月三日解散した。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十一年八月三日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 抱 清一郎

解散公告(第二回)
 当社は昭和二十四年八月二十五日開催の株主総会の決議に基づき昭和二十四年八月二十五日解散した。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年八月二十五日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 抱 清一郎

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十四年九月十五日開催の株主総会の決議に基づき昭和二十四年九月十五日解散した。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年九月十五日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 抱 清一郎

第七回臨時株主総会決議事項
 第一号議案 決定修繕計画に基き自昭和二十一年八月十一日迄昭和二十四年七月一日新助動機併合決算、第七期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書並びに利益処分案承認に關する件
 第二号議案 取締役二名、監査役二名、任期満了による改選に取組むに關する件
 第三号議案 第一号議案の執行に關する件
 第四号議案 第一号議案の執行に關する件
 第五号議案 第一号議案の執行に關する件
 第六号議案 第一号議案の執行に關する件
 第七号議案 第一号議案の執行に關する件
 第八号議案 第一号議案の執行に關する件
 第九号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十一号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十二号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十三号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十四号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十五号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十六号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十七号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十八号議案 第一号議案の執行に關する件
 第十九号議案 第一号議案の執行に關する件
 第二十号議案 第一号議案の執行に關する件

解散公告(第二回)
 当社は昭和二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散しました。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年八月三十一日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 池田 幸正

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散しました。この決議は、本会が掲げた日から二箇月以内に債権の申出があったときは、清算より除斥されず、昭和二十四年八月三十一日に清算より除斥されず。
 東京品川区大井坂下町二六九一番地
 清算人 池田 幸正

一〇八八	金	風呂敷	一枚	二八五・六〇	一三三	金	風呂敷	一枚	一九九・九二
一〇八八	金	風呂敷	一枚	一〇七・五二	一三九	金	布袋	一枚	一三八・四八
一〇八六	金	風呂敷	一枚	五七・二九	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一〇九三	金	風呂敷	一枚	五四・〇〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一〇八七	金	南京袋	一枚	一七〇・六一	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一三八二	金	布袋	一枚	二二五・六〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
七五六	金	手提袋	一枚	一七六・二八	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四三三	金	風呂敷	一枚	八三七・七八	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四二六	金	紙袋	一枚	二七一・三三	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四二九	金	紙袋	一枚	五五四・七四	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四二七	金	紙袋	一枚	五五五・〇〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二〇一六	金	籠	一枚	三一九・一一	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一三七九	金	籠	一枚	一三〇・二〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一〇八八	金	手提袋	一枚	一四〇・九六	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四三四	金	風呂敷	一枚	一八九・〇八	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
二四三〇	金	風呂敷	一枚	六二五・八〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
三八九	金	リュックサック	一箇	五七二・二〇	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八
一三八四	金	リュックサック	一箇	二二六・九六	一四八	金	風呂敷	一枚	二三八・四八

合併公告

下記の三会社は昭和二十四年七月十日開催の各株主総会で四国物産株式会社は北東製油株式会社瀨戸内水産株式会社を合併してその権利義務一切を承継して統制し北東製油株式会社瀨戸内水産株式会社は解散することを決議致しましたから右に對し異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨御申出下さい。

- 昭和二十四年九月二十九日
香川県三豊郡観音寺町甲二千六百八十八番地
四国物産株式会社
帯広市東五條南六丁目十一番地
北東製油株式会社
香川県三豊郡観音寺町甲四千四十九番地の四
瀨戸内水産株式会社

債権償還公告

第五回し号 三一、三二、三三
第七回し号 三九、四五、四八
右償還する
昭和二十四年八月十日
熊本県

新旧勘定併合公告

当社の企業再建整備計画は昭和二十四年六月十四日附をもつて条件附認可を受け昭和二十四年九月二十五日にその条件を完了し同日新、旧勘定を併合致しましたので企業再建整備法第三十七條の規定により公告致します。

- 昭和二十四年九月二十六日
東京都墨田区隅田町二丁目一六
二番地 鐘淵紡績株式会社
取締役社長 武藤 糸治

社債権者各位へ公告

当社の新舊勘定併合に伴い社債元利金を左記要領により御支拂致します。
一、元利金を御支拂する社債の銘柄
鐘淵紡績社債 自第八回至第十回
旧東洋モスリン社債第六回物上担保附
二、利金を御支拂する社債の銘柄
鐘淵紡績社債 自第一回物上担保附
三、当社の社債の打切はありませぬ。
四、償還期限の到来している社債の元金及び指定時後支拂停止になつてゐる利金は昭和二十四年十月一日から御支拂い致します。

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

なお償還期限到来の社債については

償還期日の当日より昭和二十四年九月三十日迄の経過利金を御支拂い致します。
おつて昭和二十四年十月一日以降に支拂期限の到来する元利金の御支拂については従前通りであります。
規により停止して居りました抽籤又は買入による一部償還は新舊勘定併合後最初に到来する各社債の利渡日において行います。

- 昭和二十四年九月二十六日
東京都墨田区隅田町二丁目一六
二番地
委託 鐘淵紡績株式会社
会社 東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
株式会社帝國銀行
東京都中央区日本橋吳服橋一丁目三番地
中央信託銀行株式会社

資本減少公告

当社は昭和二十四年七月一日の株主総会において資本金三百万円を金二百五十万円に減少の決議をいたしました。この資本の減少に異議ある者は本公告掲載の日から向う二箇月以内に申出られたり。

- 昭和二十四年九月十六日
千代田区神田岩本町十六番地一
株式会社新井商店
新舊勘定併合並びに決定整備計画実行完了公告
当社は昭和二十四年二月二十八日附をもつて整備計画の認可を受け昭和二十四年七月二十九日その附帯条件たる増資新株の拂込を完了し新舊勘定を併合しました。同日をもつて決定整備計画の全部を完了致しましたので企業再建整備法第三十七條並に第四十一條第一項の規定により公告致します。

- 昭和二十四年九月二十一日
東京都中央区明石町十二番地
昭和炭酸株式会社
株式会社資本減少異議申述公告
当社は昭和二十四年九月二十九日の臨時株主総会において増資完了後資本総額金六千九百三十六万二千円を金六千五百万円に減少することに決議しました。これに異議ある債権者は来る十一月三十日限り当社に異議の申述

をされたい。若し右期限内に異議を述べられないときは資本減少を承認したものとみなします。

右商法の規定により公告致します。
昭和二十四年九月二十一日
東京都中央区日本橋江戸橋一丁目一番地
三菱海運株式会社
株式会社名義書換停止公告
定款第十五條によつて来る十月一日から定時株主総会終了の日まで株式の名義書換を停止致します。

- 昭和二十四年九月二十日
東京都港区芝田町一の一
東京乳業株式会社
減資公告
当社は昭和二十四年八月十七日の臨時株主総会で資本金二十万円に減少することを決議しましたからこの資本減少に異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。

合併公告

下記両会社は昭和二十四年九月十五日開催の臨時株主総会の決議をもつて株式会社進精工所は株式会社飯田製織工場を合併して存続し株式会社飯田製織工場は解散することになり、併合からこの合併に對し異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨申出下さい。

- 昭和二十四年九月十六日
東京都練馬区貫井町四七三番地
株式会社進精工所
株式会社飯田製織工場
同所
会社組織変更公告
昭和二十四年九月五日開催の当会社臨時株主総会において組織を変更して従前通り資本金百五十万円の東京鉛筆工業株式会社となすことに決議致しました。万一同組織変更し御支拂有れば本公告掲載の日から二箇月以内にその旨御申出相成度公告致します。

- 昭和二十四年九月五日
東京都荒川区尾久町三丁目二二
三五番地
東京鉛筆工業有限公司
資本減少公告
当社は昭和二十四年八月三十一日の臨時株主総会において資本金三百万円を二分一減資により資本金総額を金百五十万円となすことに決議致しました。御支拂の有る方は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨御申出下さい。

企業再建整備計画認可公告

当社は昭和二十四年一月三十一日附をもつて企業再建整備計画の認可を受けましたので同法第十八條の規定により左記の通り公告致します。
一、会社の住所及び商号 京都市伏見区深草芳永町六六六株式会社 寺内製作所
一、会社の資本金額 金五、〇〇〇、〇〇〇円
一、会社の拂込資本金額 金三、五〇〇、〇〇〇円
一、特別損失の額 なし
一、特別損失を負担する知れたる債権の額 金六、四八三、七八四円〇四

- 昭和二十四年九月十日
東京都北多摩郡東村山町回田千二百三十一番地
平和産業有限公司
新舊勘定併合公告
当社は決定整備計画に基き昭和二十四年八月三十一日第二会社「輪西海陸作業株式会社」の設立登記を完了し同日新舊勘定を併合致しましたから企業再建整備法第三十七條により公告致します。

会社合併公告

昭和二十四年七月二十日の各特別株主総会において京都市味噌醤油工業株式会社は新たに新株式二万株を發行しその株式の割合をもつて合併してその権利義務一切を承継し京都市味噌醤油工業株式会社は解散することに決議した。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に各関係会社にその旨御申出されたく商法の規定に基き公告する。

- 昭和二十四年七月二十三日
京都市中京区西ノ京小堀町二の十八
京都味噌醤油工業株式会社
同町二
京都味噌株式会社

昭和二十四年九月二十一日の官報会社その他の公告欄一九九頁五段日本スチレン製品販売株式会社の資本減少及び株券提出公告八行の「から十円拂込となすことになりました」は取り消す。(誤植)

正 誤
昭和二十四年九月二十一日の官報会社その他の公告欄一九九頁五段日本スチレン製品販売株式会社の資本減少及び株券提出公告八行の「から十円拂込となすことになりました」は取り消す。(誤植)

定価 一ヶ月 百五十円 送料 別
公 告 料 貸借対照表公告 八ポイント一行十文字 百八十円
貸借対照表公告 八ポイント一行十文字 百八十円
所 行
東京都新宿区市ヶ谷本町町
電話九段五三一 官報課
振替東京一九〇〇〇〇

(国定規格A4判)